

(三) 值引額

引額は夫々次の通りとす。

中國有鐵道向石炭

國有鐵道回石炭に充て現

との差額に相当する金額

四) 國有鐵道以外の特産産業回石炭

基準消費費者價格に對するニ適用する算定上の價格と改訂

般消費者價格との差額は相當于金額

不當、不正、方止、著、通

(五) 不當、不正防止措置

本值引制度實施の關係を不正、不當防止のため關係官庁、石

炭配給機關、特定物消費の生産者團體等、於て次の措置を講

事業（物資）の消費使用割合の決定については特に公正な填

(1) 特定産業(特選)の石炭使用割合の決定については、並に増産に期し、特定物炭の生産事情等に要部のあつた諸君は、一顧を

重土期し、特産物滋養生産事情養に愛顧の意を以て

修ふす方。

四 特定産業（物資）の石炭使用割合の決定に得たよう相場

合値引十七石炭を配給し、大復興生産事業が変動し、石炭を

台值引、七石、炭、台、圖、
場、合、以、付、商、工、大、段、付、有、定、何、如、等、以、生、產、業、績、配、合、實、績、等、

場合には、商工大臣は、特定物資等を生産業績、面び実績等

其第一石炭使自創金之泥煉一又曰修心寸多和上寸多

四特造產業者（特造物資生産者）及特造產業所

資用口配給系左右炭を、予め石炭配給機關の承認を得たる

特是產業（物貨）以外、金に流通し、又其橫流する所、不為其

特産業（物資）以外、金、銀、銅、鉛、錫、鐵、炭、石油、煤、紙、布、皮革、毛織品、食糧、醫藥、化學品、電氣製品、機械、運輸、通信、金融、服務業等、多岐にわたる。

存上左場合には石炭配給機関は物價廳長官の承認を得る

特許産業用に使用し、石炭を以て燃料とし、正取消手主が出來る。

物價廉價は二措置の取由等の措置を為すものとする。

(二) 特定物質等の生産割当と之に対する石炭の配給の有機的關係

最近官公署の廊下等に、職員組合の貼紙等が多数見交
けられるが、廳舎を清潔ならしめる上から見ても、此の際
職員組合の掲示は一定の掲示場等を設けし之を行はし
めることと致しむ。

大日本帝國政府